投資信託に関する留意点

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。●投資信託は、次の要因により、お受取額が投資元本を下回ることがあります。・組み入れ有価証券（株式・債券等）等の値動き（価格変動リスク）があります。・組み入れ有価証券（株式・債券等）等の発行者の信用状態の悪化によるリスク（信用リスク）国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク（カントリーリスク）があります。・外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク（為替変動リスク）があります。●詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部のファンドには、換金時に信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。●お申込手数料は、お申込金額（1口あたりの基準価額×お申込口数）に対しての料率です。お支払総額は、お申込金額にお申込手数料額および手数料金額に係る消費税相当額を加えた金額です。●信託財産留保額は、基準価額に各ファンド所定の料率を乗じて計算されます。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●「投資信託基準価額のご案内」は、当行が取り扱う投資信託の基準価額を掲載したものです。お申込手数料・信託報酬等は銘柄によって異なり、またお客さまの負担となる手数料等の合計額は、お客さまの運用期間等によって異なるため、事前に表示することはできません。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●北陸銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は設定・運用を投信会社が行う商品です。●お申し込みの際は、購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面等をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書等は北陸銀行の本支店等にご用意しております。

ジュニアNISAに関する留意点

●北陸銀行でのジュニアNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●ジュニアNISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●ジュニアNISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。●日本にお住まいの0歳以上19歳以下(口座開設年の1月1日において20歳未満および口座開設年に出生した方)の未成年の方が口座を開設できます。●口座開設者が18歳になるまで(3月31日時点で18歳である年の1月1日以降)は、災害等やむを得ない場合を除き、非課税で払い出すことができません。払い出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。●ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の原則法定代理人(親権者等)に限定されます。

株式会社北陸銀行　登録金融機関：北陸財務局長（登金）第3号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

■ 個人情報の取扱について

当行は交通事故傷害保険契約の引受、維持管理、保険金の支払いに利用するため、保険代理店である堤商事株式会社および引受け保険会社である東京海上日動火災保険株式会社に、お客さま［ジュニアNISA口座開設者本人（未成年者）］に関する個人情報（氏名、年齢等）を提供させていただきます。保険代理店または保険会社は取得したお客さま［ジュニアNISA口座開設者本人（未成年者）］の個人情報を上記目的の他、保険事業に関連・付属する業務の範囲内で必要な場合のみ、利用させていただきます。

［ お問い合わせ ］

北陸銀行の窓口またはNISA（ニーサ）専用ダイヤル

☎0120-237420

［ 受付時間：平日 AM9:00～PM5:00 銀行休業日を除く ］

ジュニアNISAについて詳しくはホームページでもご覧いただけます。

北陸銀行　検索

※本資料は平成28年4月現在の情報をもとに作成しているものであり、今後変更される可能性があります。
※ジュニアNISA口座の資金は口座開設者本人（未成年者）に帰属します。
　それ以外の資金による投資には課税上の問題が生じる可能性があります。

広（800）1184（平成28年4月末日現在）

ほくほくフィナンシャルグループ
Hokuhoku Financial Group, Inc.

28.5調製

ジュニアNISA de サポートキャンペーン

北陸銀行キャラクター
ほくまる

北陸銀行キャラクター
りくひめ

資産運用

交通事故傷害保険

非課税でお金を育てるジュニアNISAに
交通事故傷害保険をセットして安心をプラス。

大切なお子さまの
未来をサポートするキャンペーンです。

キャンペーン期間

平成28年 5月2日（月）～ 平成29年 4月28日（金）

詳しくは中面をご確認ください。

www.hokugin.co.jp

お客さまの「うれしい」を、私たちの「うれしい」に。北陸銀行

ほくぎんのジュニアNISAなら
交通事故傷害保険付帯で
お子さまの元気な毎日をサポート。

キャンペーン内容

表面記載の期間中、ジュニアNISA口座にて対象となるいずれかのご契約をいただいた口座開設者本人(未成年者)に交通事故傷害保険をセットします。

① 株式投資信託を20万円以上ご購入いただいた場合

補償期間 交通事故傷害保険の補償期間は株式投資信託購入日の**翌月1日から1年間**

ただし、補償期間中に、新たに対象となるお取引が確認できた場合
補償期間は1年延長されます。
(以降、毎年同様に取り扱います。)

例 当初、株式投資信託を20万円以上のご購入、補償期間中(2016/6/1～2017/5/31)に新たに株式投資信託を20万円以上のご購入が確認できた場合

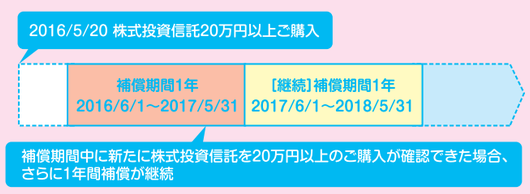

② 月々1万円以上の積立型投資信託契約をお申込みされ初回引き落としが確認できた場合

補償期間 交通事故傷害保険の補償期間は積立型投資信託(積立型投信)の**初回引き落とし日の翌月1日から1年間**

ただし、積立型投資信託は初回振替日から1年応答月に引き落としが確認できた場合
補償期間は1年延長されます。
(以降、毎年同様に取り扱います。)

例 積立型投信を続けている場合

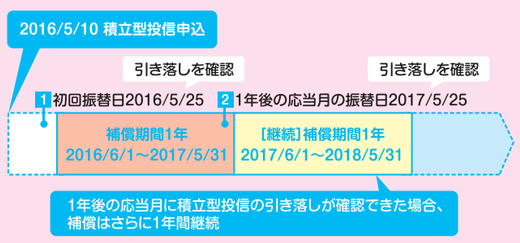

○当補償は上記お取り引きをいただいたお客さまに自動的に付帯されます。加入を希望されない場合は、窓口へお申し付けください。
○当補償は北陸銀行で開設されたジュニアNISA口座の解約およびご購入された投資信託を売却、積立型投信契約を解約された場合でも当初1年間の補償対象となります。
○次の場合などは補償期間が延長になりませんのでご注意ください。●補償期間の途中でジュニアNISA口座を解約、積立型投信契約を解約し、キャンペーン期間終了後に再契約された場合●補償期間終了後に株式投資信託を20万円以上ご購入された場合
○裏面にジュニアNISAおよび投資信託に関する注意点を記載しておりますので、必ずご確認ください。

交通事故傷害保険(個人賠償責任危険担保特約付帯)はどんなときの保険？

交通事故傷害保険は交通事故等により死亡された場合や日常生活で他人にケガをさせてしまったときの賠償に対してお支払い(補償)する保険です。

保償内容

保険の対象となる方(被保険者)	①株式投資信託を20万円以上ご購入いただいた口座開設者本人(未成年者) ②月々1万円以上の積立型投資信託契約をお申込され初回引き落としが確認できた口座開設者本人(未成年者)
保険の正式名称	交通事故傷害保険　個人賠償責任危険担保特約 付帯
保険内容	○ご家族も含め、日常生活上で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったため、法律上の賠償責任を負った場合に補償いたします。(個人賠償責任危険担保特約) ご家族とは、ジュニアNISA口座開設者本人(未成年者)と配偶者およびその他ご親族(注1)まで補償対象となります。 ○交通事故により死亡もしくは後遺障害を負ったとき補償いたします。(交通事故傷害保険死亡・後遺傷害保険金) 交通事故とは、以下のものをいいます。 ●運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具の火災による事故　等
保険金額	日常生活の個人賠償補償…1事故1,000万円まで 交通事故による死亡、後遺障害保険金…1事故3万円まで
保険期間	①【株式投資信託】ご購入日の翌月1日から1年間 ②【積立型投信】初回振替日の翌月1日から1年間 ※ただし条件を満たす場合は1年間ごとに延長されます
保険料	北陸銀行が負担いたします
保険代理店	堤商事株式会社　Tel.0120-457-223　(受付時間：平日9時～17時)
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

(注1)その他の親族とは、同居のご親族及び別居の未婚のお子さまをいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。保険の対象となる方の続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

ご留意事項 ●個人賠償補償においては、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。●事故内容等によっては、補償対象とならない場合があります。●補償内容等でご不明な点がございましたら、保険代理店(堤商事株式会社)にご連絡ください。

ご参考 「交通事故傷害保険」で自転車事故に備えましょう！

自転車事故による死傷者数は、未成年者が高い割合を占めています。

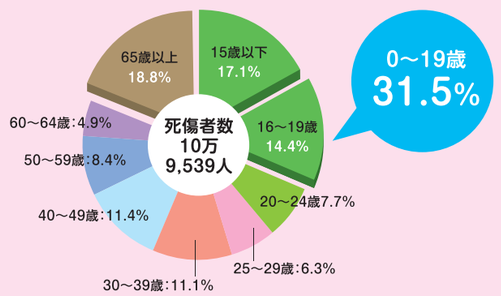

年齢層別自転車関連交通事故
(警視庁 平成26年)

自転車の加害事故は、自転車の利用が多くなる小学生ころから増え始め、中学、高校と進学するに従い増加します。

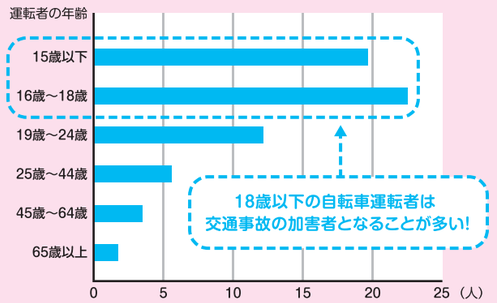

年齢層別の人口10万人当たりの対歩行者事故の自転車運転中の加害者数
(平成22～26年合計 公益財団法人交通事故総合分析センター提供)